

青森マリーナレンタルボート【申込書】

申込日 年 月 日

(株)青森マリーナ 御中

私は裏面の利用規約を承認の上、申し込みます。

申 込 者	フリガナ			性別 男・女
	お名前			生年月日
	フリガナ	<input type="text"/>		
	ご住所	〒		
TEL	- - -	携帯	- - -	

勤 務 先	フリガナ			性別 男・女	
	勤務先 (学校名)				所属部署 (学部名)
	フリガナ	<input type="text"/>			
	住所	〒			
TEL	- - -	備考			

裏面の青森マリーナレンタルボート利用規約を良くお読みの上、お申込みください。

小型船舶操縦免許証の写し
貼り付け欄
(※1枚目にのみ貼り付け)

航行区域は夏泊半島から蟹田沖までの
下記海域限定となります



青森マリーナレンタルボート利用規約

1. 利用資格

利用者は、レンタルボート利用可能な海域を満たす小型船舶操縦免許を保有した者とします。

2. 利用料金

利用料金は、1艇あたり 10,000 円（消費税は別途頂きます）

3. 利用時間

利用時間はAM8：00～PM16：00 です。時間外は別途加算いたします。

4. レンタル艇航走可能水域

安全にご利用いただく為に「航走可能水域」は表面の申込書に記載しておりますので、お守りいただけない場合はご利用をお断り致します。

また、航走可能水域以外での事故については全て利用者の負担です。

5. ライフジャケットの着用

ライフジャケットは必ず着用していただきます。法律により義務化されており、罰則の対象となります。お子様が同乗される方はお申し出下さい。

6. 携帯電話の携行及び帰港連絡の義務

レンタル艇との連絡手段として携帯電話（船長の物）を必ずお持ちいただきます。

また、帰港 15 分前には必ず青森マリーナへの連絡をお願い致します。

7. 酒酔い操船の禁止

法律により酒酔い操船は禁止されております。操船者の飲酒は厳禁です。

8. 定員

搭乗者の総数は各船舶による最大とう載人員までとします。

9. 燃料代

軽油またはレギュラーガソリンの使用分で実費精算です。（満タン返し）

価格は青森マリーナ内の黒板に記載しております。

10. 救助が必要なとき

何らかのトラブルにより、青森マリーナで救助が必要になった場合、下記の料金を頂きます。

1時間 10,000 円（消費税は別途頂きます）

11. 事故責任

青森マリーナでは利用者のボート利用に際し生じた事故により利用者が被った損害については、東京海上日動「ヨット・モーターべト総合保険」の保険金により保障される範囲を除き、一切の責任を負いません。ただし会社の故意または明らかに過失があったときは、この限りではありません。

- ・賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険

加入しております。内容については別紙添付致します。

- ・船体保険

加入しておりません。事故等による船体の損傷に対しては全て利用者負担です。